

公文書不開示決定通知書

文 第165-2号  
令和3年5月24日

様

埼玉県知事 大野 元 裕



令和3年5月14日付けで開示請求のあった公文書(開示請求のうち(2)に係るもの)については、埼玉県情報公開条例第14条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 開示しない<br>公文書の名称 | 平成26年頃の都道府県法務協議会資料                      |
| 開示しない<br>理由     | 当該公文書を保有していないため。                        |
| 担当課所            | 総務部文書課政策法務担当<br>電話番号 048-830-2535       |
| 備考              | 開示請求に係る公文書を保有していないときも、公文書不開示決定の処分となります。 |

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、**埼玉県知事**に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、**埼玉県知事**です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。